

令和2年6月24日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 定期監査結果の報告
- (2) 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 寄付受け入れ報告について



監 発 第 1 6 9 号

令和 2 年 6 月 3 日

草津市教育委員会教育長 様

草津市監査委員 平井 文雄

草津市監査委員 山元 宏和

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監 査 期 日	監 査 対 象 機 関
令和2年4月21日	玉 川 小 学 校
令和2年4月30日	老 上 西 小 学 校
令和2年5月 1 日	草 津 小 学 校
令和2年5月11日	草 津 中 学 校
令和2年5月13日	新 堂 中 学 校
	笠 縫 東 小 学 校
令和2年5月15日	志 津 小 学 校

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
玉川小学校	令和2年4月21日	令和元年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）が特に安全面を中心に適切に維持管理されているか、また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかについて、草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

2 監査対象ならびに確認事項

(1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

- ・施設安全対策等について、監査チェックシートで確認した限りにおいて、概ね良好に維持管理されていた。
- ・理科室（準備室）における薬品庫の施錠と薬品管理簿の整備運用状況は適切であった。また、整理整頓も行き届いていた。
- ・家庭科室の包丁保管庫は良好に維持管理されており、整理整頓も行き届いていた。

(2) 学校徴収金等の取扱い状況について

学校徴収金として、学年費、日本スポーツ振興センター災害共済金、地域協働合校、児童会、卒業積立金の各会計が、団体徴収金として、PTA 会費の会計があり、合計6口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

3 監査の結果

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【指摘・意見】

特になし

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
老上西小学校	令和2年4月30日	令和元年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）が特に安全面を中心に適切に維持管理されているか、また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかについて、草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

2 監査対象ならびに確認事項

(1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

- ・施設安全対策等について、監査チェックシートで確認した限りにおいて、概ね良好に維持管理されていた。
- ・理科室（準備室）における薬品庫の施錠と薬品管理簿の整備運用状況は適切であった。また、整理整頓も行き届いていた。
- ・家庭科室の包丁保管庫は良好に維持管理されており、整理整頓も行き届いていた。

(2) 学校徴収金等の取扱い状況について

学校徴収金として、学年会計、卒業積立の各会計があり、合計2口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

3 監査の結果

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【指摘・意見】

特になし

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
草津小学校	令和2年5月1日	令和元年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）が特に安全面を中心に適切に維持管理されているか、また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかについて、草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

2 監査対象ならびに確認事項

(1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

- ・施設安全対策等について、監査チェックシートで確認した限りにおいて、概ね良好に維持管理されていた。
- ・理科室（準備室）における薬品庫の施錠と薬品管理簿の整備運用状況は適切であった。また、整理整頓も行き届いていた。
- ・家庭科室の包丁保管庫は良好に維持管理されており、整理整頓も行き届いていた。

(2) 学校徴収金等の取扱い状況について

学校徴収金として、学年会計、特別支援学級会計、自然教室積立、卒業積立金、児童会会計の各会計があり、合計14口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

3 監査の結果

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【指摘・意見】

特になし

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
草津中学校	令和 2 年 5 月 11 日	令和元年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）が特に安全面を中心に適切に維持管理されているか、また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかについて、草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

2 監査対象ならびに確認事項

(1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

- ・監査チェックシートで確認した限りにおいて、概ね良好に維持管理されていた。
- ・理科室（準備室）における薬品庫の施錠は適切であった。薬品管理簿は令和 2 年度当初に新しく整備されていた。
- ・家庭科室の包丁保管庫は良好に維持管理されており、整理整頓も行き届いていた。

(2) 学校徴収金等の取扱い状況について

学校徴収金として、生徒会費、PTA 会費、教育振興会費、同窓会、アルバム積立金、学年会計（3 口）、特別支援学級会計（4 口）、部活動（14 口）の、合計 26 口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

3 監査の結果

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について、以下の施設等について課題が見られた。
 - ア. 理科準備室の不要薬品が未処理であり、薬品管理簿は整備されているものの令和2年度以前の薬品が管理簿により出納の記録ができていない。
 - イ. サッカーゴール4台のゴールウエイトが整備されていない。
- (2) 学校徴収金等の取扱いについて以下の課題が見られた。

各会計の監査について、定められた担当者以外の者が実施していた。
- (3) その他
警察への緊急通報装置を使った通報訓練が実施されていない。

【指摘】

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
 - ア. 理科準備室において、不要薬品は早急に整理し適切に処理され、薬品管理台帳による出納記録と校長等の定期的な確認を実施されたい。
 - イ. サッカーゴールを使用する時は、ゴールウエイト（土のう袋等で対応可）で転倒防止策を講じられたい。
- (2) 学校徴収金等の取扱いについて
各会計の監査は、学校徴収金等に関する取扱いハンドブック（平成31年1月改訂版 草津市教育委員会）に基づき定められた担当者が実施されたい。
- (3) その他
警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
新堂中学校	令和 2 年 5 月 13 日	令和元年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）が特に安全面を中心に適切に維持管理されているか、また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかについて、草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

2 監査対象ならびに確認事項

(1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

- ・施設安全対策等について、監査チェックシートで確認した限りにおいて、概ね良好に維持管理されていた。また、格技場の大規模改修工事が実施されていた。
- ・理科室（準備室）における薬品庫の施錠と薬品管理簿の整備運用状況は適切であった。また、整理整頓も行き届いていた。
- ・家庭科室の包丁保管庫は良好に維持管理されており、整理整頓も行き届いていた。

(2) 学校徴収金等の取扱い状況について

学校徴収金として、諸費会計（6口）、部活動会計（11口）、生徒会費会計、文化・体育後援会費会計の、合計19口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

3 監査の結果

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

- (1) 学校徴収金等の取扱いについて以下の課題が見られた。
 - ア. 各会計の監査について、手続き上不備が認められた。
 - イ. 3年諸費会計の支出調書に決裁がされていないものが確認された。
- (2) その他
 - ア. 警察への緊急通報装置を使った通報訓練が実施されていない。
 - イ. ホームページについて、最新の情報が掲載されていないものがある。

【指摘】

- (1) 学校徴収金等の取扱いについて
 - 各会計の監査ならびに支出調書の事務手続きは、学校徴収金等に関する取扱いハンドブック（平成31年1月改訂版 草津市教育委員会）に基づき適正に実施されたい。
- (2) その他
 - ア. 警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。
 - イ. ホームページは、最新の情報を掲載されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
笠縫東小学校	令和2年5月13日	令和元年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）が特に安全面を中心に適切に維持管理されているか、また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかについて、草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

2 監査対象ならびに確認事項

(1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

- ・施設安全対策等について、監査チェックシートで確認した限りにおいて、概ね良好に維持管理されていた。
- ・理科室（準備室）における薬品庫の施錠と薬品管理簿の整備運用状況は適切であった。また、整理整頓も行き届いていた。
- ・家庭科室の包丁保管庫は良好に維持管理されており、整理整頓も行き届いていた。

(2) 学校徴収金等の取扱い状況について

学校徴収金として、学年費、ひまわり学級費、卒業積立の各会計が、団体徴収金として、PTA、教育振興会、同窓会費の会計があり、合計14口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

3 監査の結果

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

- (1) 学校徴収金等の取扱いについて以下の課題が見られた。
 - ア. 同窓会費の会計が、学校徴収金等としての事務処理がされていない。
 - イ. 卒業積立会計で購入し学校へ寄附された物品が備品登録されていない。
- (2) その他
警察への緊急通報装置を使った通報訓練が実施されていない。

【指摘】

- (1) 学校徴収金等の取扱いについて
 - ア. 同窓会の会計は、学校徴収金等に関する取扱いハンドブック（平成 31 年 1 月改訂版 草津市教育委員会）に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。
 - イ. 卒業積立金会計で購入された寄附物品が備品登録されていなかったもので、早急に備品登録事務をされたい。
- (2) その他
警察への緊急通報装置は、動作確認とあわせ年 1 回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
志津小学校	令和2年5月15日	令和元年度	平井 文雄 山元 宏和

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）が特に安全面を中心に適切に維持管理されているか、また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかについて、草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

2 監査対象ならびに確認事項

(1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

- ・施設安全対策等について、監査チェックシートで確認した限りにおいて、概ね良好に維持管理されていた。
- ・理科室（準備室）における薬品庫の施錠と薬品管理簿の整備運用状況は適切であった。また、整理整頓も行き届いていた。
- ・家庭科室の包丁保管庫は良好に維持管理されており、整理整頓も行き届いていた。

(2) 学校徴収金等の取扱い状況について

学校徴収金として、学年会計（6学年＋特別支援学級2）、卒業積立（5、6年）の会計があり、合計10口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

なお、団体徴収金として、PTA会計があるが全ての事務はPTA役員が担われている。

3 監査の結果

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【指摘・意見】

特になし

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条を第8条とする。

第6条中第1項各号列記以外の部分中「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額の日割り計算）

第6条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第58条第4号に規定する事由のあった月の利用者負担額は、第3条第1項第3号、同項第4号、同条第2項、第4条第1項第3号、第5条第1項第1号および同項第3号の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に、25日を基礎として日割りによって計算して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

別記様式第1号中「（第6条第1項第1号関係）」を「（第7条第1項第1号関係）」に改める。

別記様式第2号中「（第6条第1項第2号関係）」を「（第7条第1項第2号関係）」に改める。

別記様式第3号中「（第6条第1項第3号関係）」を「（第7条第1項第3号関係）」に改める。

別記様式第4号中「（第6条第1項第4号関係）」を「（第7条第1項第4号関係）」に改める。

別記様式第5号中「（第6条第2項第1号関係）」を「（第7条第2項第1号関係）」に改める。

別記様式第6号中「（第6条第2項第2号関係）」を「（第7条第2項第2号関係）」に改める。

別記様式第7号中「(第6条第2項第3号関係)」を「(第7条第2項第3号関係)」に改める。

別記様式第8号中「(第6条第2項第4号関係)」を「(第7条第2項第4号関係)」に改める。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第9条第2項関係)

草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免申請書

教育・保育給付認定 子ども氏名												
個 人 番 号												
生 年 月 日	年 月 日			施 設 名								
年 度	年度			実施年月日			年 月 日					
減免を必要とする 期間												
現在の利用者負担額	月額 円											
減免を申請する 理由												

上記のとおり、施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額を減免されたく申請します。

年 月 日

保護者 住 所

氏 名 印

草津市長 宛

申請する子どもの同居者（申請子どもを除く。）

(ふりがな) 氏 名						申請する子ども との続柄			生 年 月 日			
									年 月 日			
個人番号												
									年 月 日			
個人番号												
									年 月 日			
個人番号												
									年 月 日			
個人番号												

									年 月 日			
個人番号												
									年 月 日			
個人番号												
同一世帯の市町村民税の課税台帳を閲覧することについて同意します。 年 月 日 保護者氏名 _____												

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第9条第2項第1号関係）

収入・資産申告書

草津市長 宛

申請人 住所 年 月 日
 氏名 印
 電話番号

現在の私の収入、資産の状況は、下記のとおり相違ありません。

1.世帯の状況

氏名	続柄	年齢	扶養 状況	勤務先等	前年度合計収 入額	前年度合計所得 額
	本人					

2. 収入状況

氏名	収入の種類(年金、 雇用保険等は受給 者番号等を記入)	収入額当月分 (見込額)	前3月分		
			月分	月分	月分

3. 支出状況 (2の収入状況の氏名欄に記載した者の各種別の合計額)

支出の種類	支出額当月分 (見込額)	前3月分		
		月分	月分	月分
住民税				
社会保険料				
その他 ()				

4. 資産の保有状況

不動産	種類	面積	用途	所有者	所在地
	土地				
	建物				
預貯金	金額	預金先	口座番号	口座名義	
有価	種類		額面		評価概算額

証券			
生命 保険 等	契約先	契約金	保険料
負債	金額（円）	借り入れ先	用途

記入上の注意

- （１）この申告書は減免申請書とともに提出ください。
 - （２）収入・預貯金等は申請人、配偶者のほかに家族の方の収入等も記入ください。
 - （３）収入は、給与の他に厚生年金、国民年金、雇用保険、傷病手当等を含みます。
- ※収入金額の分かる書類を添付してください。

別記様式第１１号中「（第８条第２項第１号関係）」を「（第９条第２項第１号関係）」に改める。

別記様式第１２号中「（第８条第２項第３号関係）」を「（第９条第２項第３号関係）」に改める。

別記様式第１３号中「（第８条第３項関係）」を「（第９条第３項関係）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第６条の規定は、令和２年３月２日から適用する。

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
第1条～第5条（略） （利用者負担額の日割り計算） 第6条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第58条第4号に規定する事由のあった月の利用者負担額は、第3条第1項第3号、同項第4号、同条第2項、第4条第1項第3号、第5条第1項第1号および同項第3号の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に、25日を基礎として日割りによって計算して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。	第1条～第5条（略）
（利用者負担額および徴収金額の通知） 第7条 <u>施行規則</u>第7条の規定による教育・保育給付認定保護者に対する利用者負担額および徴収金額に関する通知は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。 (1) 特定満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育および特定利用地域型保育を受ける子どもを除く。）または法第19条第3号に掲げる小学	（利用者負担額および徴収金額の通知） 第6条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第7条の規定による教育・保育給付認定保護者に対する利用者負担額および徴収金額に関する通知は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。 (1) 特定満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育および特定利用地域型保育を受ける子どもを除く。）または法第19条第3号に掲げる小学

草津市子どもための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
校就学前子どもための教育・保育給付認定保護者 草津市保育給付に係る利用者負担額決定通知書（別記様式第1号） (2) 特別利用教育を受ける子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）の教育・保育給付認定保護者 草津市特例施設型給付に係る利用者負担額決定通知書（別記様式第2号） (3) 特定利用地域型保育（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）を受ける子どもための教育・保育給付認定保護者 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定通知書（別記様式第3号） (4) 特例保育を受ける子ども（特定満3歳以上保育認定子どもおよび法第19条第3号に掲げる子どもに限る。）の教育・保育給付認定保護者 草津市特例保育に関する給付に係る利用者負担額決定通知書（別記様式第4号） 2 施行規則第9条第4項の規定による通知は次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。 (1) 特定満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育および特定利用地域型保育を受ける子どもを除く。）および法第19条第1項第3号に掲げ	校就学前子どもための教育・保育給付認定保護者 草津市保育給付に係る利用者負担額決定通知書（別記様式第1号） (2) 特別利用教育を受ける子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）の教育・保育給付認定保護者 草津市特例施設型給付に係る利用者負担額決定通知書（別記様式第2号） (3) 特定利用地域型保育（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）を受ける子どもための教育・保育給付認定保護者 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定通知書（別記様式第3号） (4) 特例保育を受ける子ども（特定満3歳以上保育認定子どもおよび法第19条第3号に掲げる子どもに限る。）の教育・保育給付認定保護者 草津市特例保育に関する給付に係る利用者負担額決定通知書（別記様式第4号） 2 施行規則第9条第4項の規定による通知は次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。 (1) 特定満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育および特定利用地域型保育を受ける子どもを除く。）および法第19条第1項第3号に掲げ

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
る小学校就学前子どもへの教育・保育給付認定保護者 草津市保育給付に係る利用者負担額変更通知書（別記様式第5号） (2) 特別利用教育を受ける子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）の教育・保育給付認定保護者 草津市特例施設型給付に係る利用者負担額変更通知書（別記様式第6号） (3) 特定利用地域型保育を受ける子どもへの教育・保育給付認定保護者 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額変更通知書（別記様式第7号） (4) 特例保育を受ける子ども（特定満3歳以上保育認定子どもおよび法第19条第3号に掲げる子どもに限る。）の教育・保育給付認定保護者 草津市特例保育に関する給付に係る利用者負担額変更通知書（別記様式第8号） （過誤納金の還付等） 第8条 市長は、納付された利用者負担額または徴収金の額に過誤納があるときは、これを<u>教育・保育給付認定保護者</u>に還付する。 2 市長は、前項の規定により還付するときは、速やかに還付を受けるべき	る小学校就学前子どもへの教育・保育給付認定保護者 草津市保育給付に係る利用者負担額変更通知書（別記様式第5号） (2) 特別利用教育を受ける子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）の教育・保育給付認定保護者 草津市特例施設型給付に係る利用者負担額変更通知書（別記様式第6号） (3) 特定利用地域型保育を受ける子どもへの教育・保育給付認定保護者 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額変更通知書（別記様式第7号） (4) 特例保育を受ける子ども（特定満3歳以上保育認定子どもおよび法第19条第3号に掲げる子どもに限る。）の教育・保育給付認定保護者 草津市特例保育に関する給付に係る利用者負担額変更通知書（別記様式第8号） （過誤納金の還付等） 第7条 市長は、納付された利用者負担額または徴収金の額に過誤納があるときは、これを<u>支給認定保護者</u>に還付する。 2 市長は、前項の規定により還付するときは、速やかに還付を受けるべき

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
者にその旨を通知するものとする。 3 市長は、第1項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき者に条例第2条第1項および第2項の利用者負担額または第3条の徴収金の額に未納があるときは、同項の規定にかかわらず、当該過誤納金をこれに充当する。 4 市長は、前項の規定により過誤納金を条例第2条第1項および第2項の利用者負担額または第3条の徴収金の額の未納に充当したときは、速やかに還付を受けるべき者にその旨を通知するものとする。 （利用者負担額の減免） 第9条 条例第4条の規定による利用者負担額の減額または免除は、次に掲げる事由により、市長が定める額の範囲内で行うものとする。 (1) 事業の休廃業、失業、死亡、疾病または負傷により当該年中の総所得金額の見積額が前年中の総所得金額に比して2分の1以下に減少し、条例第4条の利用者負担額の支払が著しく困難であると認められらるるき。 (2) 天災（震災、風水害、火災その他これらに類するものをいう。）に	者にその旨を通知するものとする。 3 市長は、第1項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき者に条例第2条第1項および第2項の利用者負担額または第3条の徴収金の額に未納があるときは、同項の規定にかかわらず、当該過誤納金をこれに充当する。 4 市長は、前項の規定により過誤納金を条例第2条第1項および第2項の利用者負担額または第3条の徴収金の額の未納に充当したときは、速やかに還付を受けるべき者にその旨を通知するものとする。 （利用者負担額の減免） 第8条 条例第4条の規定による利用者負担額の減額または免除は、次に掲げる事由により、市長が定める額の範囲内で行うものとする。 (1) 事業の休廃業、失業、死亡、疾病または負傷により当該年中の総所得金額の見積額が前年中の総所得金額に比して2分の1以下に減少し、条例第4条の利用者負担額の支払が著しく困難であると認められらるるき。 (2) 天災（震災、風水害、火災その他これらに類するものをいう。）に

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
より、居宅または収入の基礎となる資産の価値が当該事由の発生する前に比して2分の1以下に減少し、条例第4条の利用者負担額の支払が著しく困難であると認められるとき。 (3) 婚姻によらないで父または母となり、かつ、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある場合を含む。）をしていないとき。（寡婦または寡夫に適用される地方税法の規定が適用されていない場合に限る。） (4) その他特別の理由があるとき。 2 前項の規定により、条例第4条の利用者負担額の減額または免除を受けようとする者は、草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免申請書（別記様式第9号）に、次に掲げる減額または免除の事由にあつては当該各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。 (1) 前項第1号 収入・資産申告書（別記様式第10号）および同意書（別記様式第11号） (2) 前項第2号 り 災証明書	より、居宅または収入の基礎となる資産の価値が当該事由の発生する前に比して2分の1以下に減少し、条例第4条の利用者負担額の支払が著しく困難であると認められるとき。 (3) 婚姻によらないで父または母となり、かつ、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある場合を含む。）をしていないとき。（寡婦または寡夫に適用される地方税法の規定が適用されていない場合に限る。） (4) その他特別の理由があるとき。 2 前項の規定により、条例第4条の利用者負担額の減額または免除を受けようとする者は、草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免申請書（別記様式第9号）に、次に掲げる減額または免除の事由にあつては当該各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。 (1) 前項第1号 収入・資産申告書（別記様式第10号）および同意書（別記様式第11号） (2) 前項第2号 り 災証明書

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
(3) 前項第3号 みなし寡婦（寡夫）宣誓書（別記様式第12号） 3 市長は、前項の申請書を審査し、減額または免除の可否を決定したときは、草津市利用者負担額減免可否決定通知書（別記様式第13号）により前項の申請者にその旨を通知するものとする。 4 第1項第1号および第2号に掲げる減額または免除は、階層区分が別表第1または別表第2におけるBおよびC11までの場合に限り行うものとする。 （利用者負担額の減額） 第10条 前条の規定に基づき減額をする場合の額は、次の各号に掲げる減額または免除の事由にあっては当該各号に定める額を免除するものとする。 (1) 前条第1項第1号 利用者負担額の2分の1の額 (2) 前条第1項第2号 利用者負担額の2分の1の額 (3) 前条第1項第3号 寡婦または寡夫に適用される地方税法の規定によって計算された市町村民税の額に基づき第2条の規定による階層区分の認定を行った場合に定めることとなる利用者負担額と現に定めら	(3) 前項第3号 みなし寡婦（寡夫）宣誓書（別記様式第12号） 3 市長は、前項の申請書を審査し、減額または免除の可否を決定したときは、草津市利用者負担額減免可否決定通知書（別記様式第13号）により前項の申請者にその旨を通知するものとする。 4 第1項第1号および第2号に掲げる減額または免除は、階層区分が別表第1または別表第2におけるBおよびC11までの場合に限り行うものとする。 （利用者負担額の減額） 第9条 前条の規定に基づき減額をする場合の額は、次の各号に掲げる減額または免除の事由にあっては当該各号に定める額を免除するものとする。 (1) 前条第1項第1号 利用者負担額の2分の1の額 (2) 前条第1項第2号 利用者負担額の2分の1の額 (3) 前条第1項第3号 寡婦または寡夫に適用される地方税法の規定によって計算された市町村民税の額に基づき第2条の規定による階層区分の認定を行った場合に定めることとなる利用者負担額と現に定めら

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
れる利用者負担額との差額 （利用者負担額の納付） 第11条 教育・保育給付認定保護者は、毎月当該月の利用者負担額を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長は、必要と認めるときは、当該利用者負担額の納期限を別に定めることができる。 （委任） 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。 別表第1～別表第2（略）	れる利用者負担額との差額 （利用者負担額の納付） 第10条 教育・保育給付認定保護者は、毎月当該月の利用者負担額を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長は、必要と認めるときは、当該利用者負担額の納期限を別に定めることができる。 （委任） 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。 別表第1～別表第2（略）

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
 の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
別記 様式第1号（第7条第1項第1号関係） 年 月 日 草津市長 草津市保育給付に係る利用者負担額決定通知書 次とおり、保育給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。 施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日 利用する施設（事業者）の名称及び所在地 対象期間 教育・保育給付認定区分 保育料（利用者負担）の月額、市町村階層及び納入方法 備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市長を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	別記 様式第1号（第6条第1項第1号関係） 年 月 日 草津市長 草津市保育給付に係る利用者負担額決定通知書 次とおり、保育給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。 施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日 利用する施設（事業者）の名称及び所在地 対象期間 教育・保育給付認定区分 保育料（利用者負担）の月額、市町村階層及び納入方法 備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市長を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則																								
様式第2号（第7条第1項第2号関係） 草津市特例施設増給付に係る利用者負担額決定通知書 草津市長 印 次のとおり、特例施設増給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。 記 <table><tr><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td></tr><tr><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>対象期間</td></tr><tr><td>教育・保育給付認定区分</td><td>教育・保育給付認定区分</td></tr><tr><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法</td><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法</td></tr><tr><td>備考</td><td>備考</td></tr></table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	対象期間	対象期間	教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	備考	備考	様式第2号（第6条第1項第2号関係） 草津市特例施設増給付に係る利用者負担額決定通知書 草津市長 印 次のとおり、特例施設増給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。 記 <table><tr><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td></tr><tr><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>対象期間</td></tr><tr><td>教育・保育給付認定区分</td><td>教育・保育給付認定区分</td></tr><tr><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法</td><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法</td></tr><tr><td>備考</td><td>備考</td></tr></table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	対象期間	対象期間	教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	備考	備考
施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日																								
利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地																								
対象期間	対象期間																								
教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分																								
保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法																								
備考	備考																								
施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日																								
利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地																								
対象期間	対象期間																								
教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分																								
保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法																								
備考	備考																								

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則																								
様式第3号（第1条第1項第3号関係） 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定通知書 草津市長 印 年 月 日 様 草津市長 印 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定通知書 次のとおり、特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。 記 <table><tr><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td></tr><tr><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>対象期間</td></tr><tr><td>教育・保育給付認定区分</td><td>教育・保育給付認定区分</td></tr><tr><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法</td><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法</td></tr><tr><td>備考</td><td>備考</td></tr></table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	対象期間	対象期間	教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	備考	備考	様式第3号（第6条第1項第3号関係） 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定通知書 草津市長 印 年 月 日 様 草津市長 印 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定通知書 次のとおり、特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。 記 <table><tr><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td></tr><tr><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>対象期間</td></tr><tr><td>教育・保育給付認定区分</td><td>教育・保育給付認定区分</td></tr><tr><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法</td><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法</td></tr><tr><td>備考</td><td>備考</td></tr></table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	対象期間	対象期間	教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	備考	備考
施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日																								
利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地																								
対象期間	対象期間																								
教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分																								
保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法																								
備考	備考																								
施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日																								
利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地																								
対象期間	対象期間																								
教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分																								
保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階級及び納入方法																								
備考	備考																								

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
 の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則																								
様式第4号（第7条第1項第4号関係） 年 月 日 草津市長 印 草津市特別保育に関する給付に係る利用者負担額決定通知書 次のとおり、特別保育給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。 記 <table border="1"> <tr> <td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td></tr> <tr> <td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>対象期間</td></tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分</td><td>教育・保育給付認定区分</td></tr> <tr> <td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法</td><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>備考</td></tr> </table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	対象期間	対象期間	教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分	保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法	備考	備考	様式第4号（第6条第1項第4号関係） 年 月 日 草津市長 印 草津市特別保育に関する給付に係る利用者負担額決定通知書 次のとおり、特別保育給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。 記 <table border="1"> <tr> <td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td><td>施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日</td></tr> <tr> <td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td><td>利用する施設（事業者）の名称及び所在地</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>対象期間</td></tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分</td><td>教育・保育給付認定区分</td></tr> <tr> <td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法</td><td>保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>備考</td></tr> </table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地	対象期間	対象期間	教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分	保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法	備考	備考
施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日																								
利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地																								
対象期間	対象期間																								
教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分																								
保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法																								
備考	備考																								
施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日	施設（事業者）を利用する子どもの氏名及び生年月日																								
利用する施設（事業者）の名称及び所在地	利用する施設（事業者）の名称及び所在地																								
対象期間	対象期間																								
教育・保育給付認定区分	教育・保育給付認定区分																								
保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法	保育料（利用者負担）の月額、市町村階別及び納入方法																								
備考	備考																								

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則																								
様式第5号（第7条第2項第1号関係） 様 草津市長 草津市教育給付に係る利用者負担額変更通知書 次のとおり、保育給付に係る利用者負担額を変更しましたので通知します。 記 <table><tr><td>利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日</td><td></td></tr><tr><td>利用している施設（事業者）の名称及び所在地</td><td></td></tr><tr><td>利用者負担額変更開始月</td><td></td></tr><tr><td>教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、免除区分</td><td>変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr><tr><td></td><td>変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table>	利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日		利用している施設（事業者）の名称及び所在地		利用者負担額変更開始月		教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、免除区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量		変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量	備考		様式第5号（第6条第2項第1号関係） 様 草津市長 草津市教育給付に係る利用者負担額変更通知書 次のとおり、保育給付に係る利用者負担額を変更しましたので通知します。 記 <table><tr><td>利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日</td><td></td></tr><tr><td>利用している施設（事業者）の名称及び所在地</td><td></td></tr><tr><td>利用者負担額変更開始月</td><td></td></tr><tr><td>教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、免除区分</td><td>変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr><tr><td></td><td>変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table>	利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日		利用している施設（事業者）の名称及び所在地		利用者負担額変更開始月		教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、免除区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量		変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量	備考	
利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日																									
利用している施設（事業者）の名称及び所在地																									
利用者負担額変更開始月																									
教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、免除区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
	変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
備考																									
利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日																									
利用している施設（事業者）の名称及び所在地																									
利用者負担額変更開始月																									
教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、免除区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
	変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
備考																									

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号） の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則																								
様式第6号（第7条第2項第2号関係） 草津市 草津市長 印 草津市特別給付金に関する利用者負担額変更通知書 次のとおり、特別給付金給付に係る利用者負担額を変更しましたので通知します。 記 <table border="1"> <tr> <td>利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日</td><td></td></tr> <tr> <td>利用している施設（事業者）の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>利用者負担額変更開始月</td><td></td></tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、滞納区分</td><td>変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr> <tr> <td></td><td>変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr> <tr> <td>備考</td><td></td></tr> </table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市長を被告として（訴訟において代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日		利用している施設（事業者）の名称及び所在地		利用者負担額変更開始月		教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、滞納区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量		変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量	備考		様式第6号（第6条第2項第2号関係） 草津市 草津市長 印 草津市特別給付金に関する利用者負担額変更通知書 次のとおり、特別給付金給付に係る利用者負担額を変更しましたので通知します。 記 <table border="1"> <tr> <td>利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日</td><td></td></tr> <tr> <td>利用している施設（事業者）の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>利用者負担額変更開始月</td><td></td></tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、滞納区分</td><td>変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr> <tr> <td></td><td>変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr> <tr> <td>備考</td><td></td></tr> </table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市長を被告として（訴訟において代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日		利用している施設（事業者）の名称及び所在地		利用者負担額変更開始月		教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、滞納区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量		変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量	備考	
利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日																									
利用している施設（事業者）の名称及び所在地																									
利用者負担額変更開始月																									
教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、滞納区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
	変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
備考																									
利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日																									
利用している施設（事業者）の名称及び所在地																									
利用者負担額変更開始月																									
教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、滞納区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
	変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
備考																									

草津市子どもための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
 の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則																								
様式第7号（第7条第2項第3号関係） 様 年 月 日 草津市長 印 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額変更通知書 次のとおり、特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額を変更しましたので通知します。	様式第7号（第6条第2項第3号関係） 様 年 月 日 草津市長 印 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額変更通知書 次のとおり、特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額を変更しましたので通知します。																								
記 <table border="1"> <tr> <td>利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日</td><td></td></tr> <tr> <td>利用している施設（事業者）の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>利用者負担額変更開始月</td><td></td></tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階級区分</td><td>変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr> <tr> <td></td><td>変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr> <tr> <td>備考</td><td></td></tr> </table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日		利用している施設（事業者）の名称及び所在地		利用者負担額変更開始月		教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階級区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量		変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量	備考		記 <table border="1"> <tr> <td>利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日</td><td></td></tr> <tr> <td>利用している施設（事業者）の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>利用者負担額変更開始月</td><td></td></tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階級区分</td><td>変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr> <tr> <td></td><td>変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量</td></tr> <tr> <td>備考</td><td></td></tr> </table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日		利用している施設（事業者）の名称及び所在地		利用者負担額変更開始月		教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階級区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量		変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量	備考	
利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日																									
利用している施設（事業者）の名称及び所在地																									
利用者負担額変更開始月																									
教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階級区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
	変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
備考																									
利用者負担額変更の子どもの氏名及び生年月日																									
利用している施設（事業者）の名称及び所在地																									
利用者負担額変更開始月																									
教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階級区分	変更前 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
	変更後 教育・保育給付認定区分 保育必要量																								
備考																									

草津市子どもための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
 の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則																								
様式第8号（第7条第2項第4号関係） 草津市長 草津市特別保育に関する給付に係る利用者負担額変更通知書 次のとおり、特別保育給付に係る利用者負担額を変更しましたので通知します。 記 <table border="1"> <tr> <td>利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日</td><td></td></tr> <tr> <td>利用している施設（事業所）の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>利用者負担額変更開始月</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階層区分</td><td>変更前</td></tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分</td></tr> <tr> <td>保育必要量</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考</td></tr> </table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日		利用している施設（事業所）の名称及び所在地		利用者負担額変更開始月		教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階層区分	変更前	教育・保育給付認定区分	保育必要量	備考		様式第8号（第6条第2項第4号関係） 草津市長 草津市特別保育に関する給付に係る利用者負担額変更通知書 次のとおり、特別保育給付に係る利用者負担額を変更しましたので通知します。 記 <table border="1"> <tr> <td>利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日</td><td></td></tr> <tr> <td>利用している施設（事業所）の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>利用者負担額変更開始月</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階層区分</td><td>変更前</td></tr> <tr> <td>教育・保育給付認定区分</td></tr> <tr> <td>保育必要量</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考</td></tr> </table> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。	利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日		利用している施設（事業所）の名称及び所在地		利用者負担額変更開始月		教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階層区分	変更前	教育・保育給付認定区分	保育必要量	備考	
利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日																									
利用している施設（事業所）の名称及び所在地																									
利用者負担額変更開始月																									
教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階層区分	変更前																								
	教育・保育給付認定区分																								
	保育必要量																								
備考																									
利用者負担額変更の子ども氏名及び生年月日																									
利用している施設（事業所）の名称及び所在地																									
利用者負担額変更開始月																									
教育・保育給付認定区分、保育必要量、保育料（利用者負担）の月額、階層区分	変更前																								
	教育・保育給付認定区分																								
	保育必要量																								
備考																									

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則 (案)

様式第9号 (第9条第2項関係)

草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免申請書

教育・保育給付認定子ども氏名											
個人番号											
生年月日		年		月		日		施設名			
年		度		年度		実施年月日		年		月 日	
減免を必要とする期間											
現在の利用者負担額		円		月額							
減免を申請する理由											
上記のとおり、施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額を減免されたく申請します。											
年		月		日		保護者		住所		氏名	
草津市長 宛						氏名		氏名		印	

旧規則

様式第9号 (第8条第2項関係)

草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免申請書

教育・保育給付認定子ども氏名											
個人番号											
生年月日		年		月		日		性別		男・女	
施設名											
年		度		年度		実施年月日		年		月 日	
減免を必要とする期間				現在の利用者負担額		月額					
減免を申請する理由											
上記のとおり、施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額を減免されたく申請します。											
年		月		日		保護者		住所		氏名	
草津市長 宛						氏名		氏名		印	

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）				旧規則			
申請する子どもの同居者（申請子どもを除く。）				申請する子どもの同居者（申請子どもを除く。）			
（ふりがな） 氏 名		申請する子ども との続柄		生 年 月 日		性別	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男・女	
個人番号				年 月 日		男	

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
 の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）

様式第10号（第9条第2項第1号関係）

収入・資産申告書

草津市長 宛

申請人 住所 年 月 日
氏名 印
電話番号

現在の私の収入、資産の状況は、下記のとおり相違ありません。

1.世帯の状況

氏名	続柄	年齢	扶養 状況	勤務先等	前年度合計収 入額	前年度合計所得額
	本人					

2. 収入状況

氏名	収入の種類（年金、雇用保険等は受給者番号等を記入）	前3月分		
		収入額当月分 （見込額）	月分	月分

旧規則

様式第10号（第8条第2項第1号関係）

収入・資産申告書

草津市長 宛

申請人 住所 年 月 日
氏名 印
電話番号

現在の私の収入、資産の状況は、下記のとおり相違ありません。

1.世帯の状況

氏名	続柄	性別	年齢	扶養 状況	勤務先等	前年度合計 収入額	前年度合計 所得額
	本人						

2. 収入状況

氏名	収入の種類（年金、雇用保険等は受給者番号等を記入）	前3ヶ月分		
		収入額当月分 （見込額）	月分	月分

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
の一部を改正する規則 新旧対照表

新規規則（案）

旧規則

3. 支出状況（2の収入状況の氏名欄に記載した者の各種額の合計額）

支出の種類	支出額当月分（見込額）	前3月分	
		月分	月分
住民税			
社会保険料			
その他（ ）			

3. 支出状況（2の収入状況の氏名欄に記載した者の各種額の合計額）

支出の種類	支出額当月分（見込額）	前3月分	
		月分	月分
住民税			
社会保険料			
その他（ ）			

4. 資産の保有状況

種類	面積	用途	所有者	所在地
不動産				
土地				
建物				
金額		預金先	口座番号	口座名義
預貯金				
負債				
有価証券				
種類		額面		評価概算額
生命保険等	契約先	契約金		保険料
負債	金額（円）	借り入れ先		用途

記入上の注意

(1) この申告書は減免申請書とともに提出ください。
(2) 収入・預貯金等は申請人、配偶者のほかに家族の方の収入等も記入ください。
(3) 収入は、給与の他に厚生年金、国民年金、雇用保険、傷病手当等を含みます。
※収入金額の分かる書類を添付してください。

4. 資産の保有状況

種類	面積	用途	所有者	所在地
不動産				
土地				
建物				
金額		預金先	口座番号	口座名義
預貯金				
負債				
有価証券				
種類		額面		評価概算額
生命保険等	契約先	契約金		保険料
負債	金額（円）	借り入れ先		用途

記入上の注意

(1) この申告書は減免申請書とともに提出ください。
(2) 収入・預貯金等は申請人、配偶者のほかに家族の方の収入等も記入ください。
(3) 収入は、給与の他に厚生年金、国民年金、雇用保険、傷病手当等を含みます。
※収入金額の分かる書類を添付してください。

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）
 の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
様式第11号（第9条第2項第1号関係） 同意書 教育・保育給付にかかる利用者負担額の減免決定のためには必要があるときは、私たち各人の資産および収入状況につき、貴職が官公署または金融機関、私たち各人の雇主、その他の関係人に報告を求めることに同意します。 草津市長 宛 住所 _____ 年 月 日 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印	様式第11号（第8条第2項第1号関係） 同意書 教育・保育給付にかかる利用者負担額の減免決定のためには必要があるときは、私たち各人の資産および収入状況につき、貴職が官公署または金融機関、私たち各人の雇主、その他の関係人に報告を求めることに同意します。 草津市長 宛 住所 _____ 年 月 日 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号） の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
様式第12号（第9条第2項第3号関係） みなし寡婦（寡夫）減免宣誓書 草津市長 宛 私は、教育・保育給付に係る利用者負担額の減免申請を行うにあたり、婚姻歴がなく、現在事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚の状態）にないことを申し出ます。 なお、婚姻歴の有無、事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚の状態）にあるか否かの確認を行うことについて同意し署名します。 年 月 日 住 所 _____ 保 護 者 氏 名 _____ 印 _____ 教育・保育給付認定子ども氏名 _____ 利用施設名（在籍中の場合） _____ 万が一申請に虚偽があれば、寡婦（夫）とみなされて減額を受けた決定の取り消しに伴う、利用者負担額の減額分を返還します。 年 月 日 保 護 者 氏 名 _____ 印 _____ 注意事項 1 生活保護を受給している方またはみなし適用しなくても非課税の方は対象外です。 2 所得の状況等により、負担額が変わらない場合があります。 3 寡婦（寡夫）とみなす取扱いは、教育・保育給付に係る利用者負担額算定等のみに用いるものであり、減額の決定があっても、必ずしも税法上の控除を受けることができません。 4 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、幼児課まで申し出てください。	様式第12号（第8条第2項第3号関係） みなし寡婦（寡夫）減免宣誓書 草津市長 宛 私は、教育・保育給付に係る利用者負担額の減免申請を行うにあたり、婚姻歴がなく、現在事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚の状態）にないことを申し出ます。 なお、婚姻歴の有無、事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚の状態）にあるか否かの確認を行うことについて同意し署名します。 年 月 日 住 所 _____ 保 護 者 氏 名 _____ 印 _____ 教育・保育給付認定子ども氏名 _____ 利用施設名（在籍中の場合） _____ 万が一申請に虚偽があれば、寡婦（夫）とみなされて減額を受けた決定の取り消しに伴う、利用者負担額の減額分を返還します。 年 月 日 保 護 者 氏 名 _____ 印 _____ 注意事項 1 生活保護を受給している方またはみなし適用しなくても非課税の方は対象外です。 2 所得の状況等により、負担額が変わらない場合があります。 3 寡婦（寡夫）とみなす取扱いは、教育・保育給付に係る利用者負担額算定等のみに用いるものであり、減額の決定があっても、必ずしも税法上の控除を受けることができません。 4 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、幼児課まで申し出てください。

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号） の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）

様式第13号（第9条第3項関係）

草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免可否決定通知書

保護者住所氏名様

年 月 日

草津市長印

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例第4条の規定により、下記のとおり減免可否を決定しましたから通知します。

記

年 度	年 度	児 童 名
施設名	実施年月日	年 月 日
減 免 額	円	減 免 後 の 利 用 者 負 担 額
減免を行う期間	年 月 ～ 年 月	年 月
減免可否決定の理由		

1

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

旧規則

様式第13号（第8条第3項関係）

草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免可否決定通知書

保護者住所氏名様

年 月 日

草津市長印

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例第4条の規定により、下記のとおり減免可否を決定しましたから通知します。

記

年 度	年 度	児 童 名
施設名	実施年月日	年 月 日
減 免 額	円	減 免 後 の 利 用 者 負 担 額
減免を行う期間	年 月 ～ 年 月	年 月
減免可否決定の理由		

1

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年規則第45号）

の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
<u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第6条の規定は、令和2年3月2日から適用する。</u>	

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成27年草津市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に規定する事由のあった日の属する月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育主食給食費 前項第1号に掲げる月額に11を乗じ、195で除した額に、別に市長が定める日数を乗じて得た額

(2) 教育副食給食費 前項第2号に掲げる月額に11を乗じ、195で除した額に、別に市長が定める日数を乗じて得た額

(3) 保育主食給食費 前項第3号に掲げる月額を、25日を基礎として日割計算して得た額

(4) 保育副食給食費 前項第4号に掲げる月額を、25日を基礎として日割計算して得た額

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（給食費の還付）

第5条 市長は、納付された給食費に過誤納があるときは、これを保護者に還付する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項および第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成27年草津市規則第46号）の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則 (案)	旧規則
第1条～第2条 (略) 第3条第1項 (略)	第1条～第2条 (略) 第3条第1項 (略)
2 <u>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に規定する事由のあった日の属する月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>教育主食給食費 前項第1号に掲げる月額に11を乗じ、195で除した額に、別に市長が定める日数を乗じて得た額</u> (2) <u>教育副食給食費 前項第2号に掲げる月額に11を乗じ、195で除した額に、別に市長が定める日数を乗じて得た額</u> (3) <u>保育主食給食費 前項第3号に掲げる月額を、25日を基礎として日割計算して得た額</u> (4) <u>保育副食給食費 前項第4号に掲げる月額を、25日を基礎として日割計算して得た額</u> 第4条 (略) (給食費の還付) 第5条 <u>市長は、納付された給食費に過誤納があるときは、これを保護者に還付する。</u> (委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。 付 則	(委任) 第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成27年草津市規則第46号）の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則 (案)	旧規則
<u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項および第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。</u>	

寄付受け入れ報告

寄 付 品 目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付 年月日	受納場所
ホワイトボード	1		41,690	京都市下京区烏丸通松原上る (株)京都銀行 取締役頭取 土井 伸宏 (京都銀行私募債:(株)丸商)	令和2年 6月10日	老上西小学校
ホワイトボード	1		34,210			
小計			75,900			
DVD (老杉神社の頭屋行事の年間記録)	4		不明	草津市下笠町1182-2 草津市下笠町財産区管理会 会長 小寺 和之	令和2年 6月19日	歴史文化財課 草津宿街道交流館 図書館
小計						
合計			75,900			

